

平成 25 年度の法科大学院認証評価において、とくに指摘があったのは、以下の事項（○印）である。

まず、「主な優れた点」として、

○コンタクト・ティーチャー制度及びオフィスアワーの活用により、学生に対するきめ細かい指導が行われている。

○専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的としてサバティカル制度及び長期在外研究が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

また、特色ある点として、

○入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、他学部卒業者及び社会人を対象とする特別選抜を実施している。

◆上記 3 つの指摘事項は、いずれも本研究科が法科大学院制度の理念に沿って不断の改革を行ってきた事項が評価されたものであり、これらの指摘を励みに、一層の改善を図っていく所存である。

他方、「改善すべき点」として、以下の 2 点の指摘があった。

○成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点をもっぱら出席を基準に評価されているように見えるものがあり、平常点の評価方法について改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

◆この指摘に対しては、すでに以下の対応を行った。

平常点の評価項目については、「成績評価の申し合わせ」により、「出席以外に少なくとも 1 つ以上の客観的な指標（たとえば、授業での発言内容や臨時試験（小テスト）、レポートなど）を含むものとする（たとえば「授業時の態度」などの主観的な評価項目だけでは足りない）」と明記しているところであるが、上記の指摘を受けて、平常点記入表の書式に出席点以外の点数を記入する欄を設けて申し合わせの趣旨を徹底することとした。

○一部の授業科目における追試験において、期末試験と一部類似性の強い設問が出題されていることから、追試験の出題の在り方について、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

◆この指摘に対しては、以下の対応を行った。

追試験については、厳格な施行要件を定めて実施しているところであるが、今後は上記指摘のような疑義を招かないよう、「成績評価の申し合わせ」に「追試験を実施する際には、期末試験とは事例及び設例を変え、別の問題を作成し、持って公平性を確保することとする。」と明記した。